



[問合せ先]
岐阜南社会保険事務所
☎ 273・6161

国民年金保険料の額と納めかた

国民年金保険料の額

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めます。
毎月の保険料は、翌月の末日までに納付することになっています。

定額保険料

平成15年4月から平成16年3月まで
1か月13,300円

付加保険料(希望する人)

1か月400円
付加保険料を納付すると(200円×付加保険料納付済月数)で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます。

保険料の納め方

第1号被保険者と任意加入被保険者

国(社会保険庁)から送付された納付書で、銀行などの金融機関や郵便局の窓口で直接納める「納付書払い」と、銀行や郵便局などの預(貯)金口座から自動的に引き落とされる「口座振替」があります。
(第1号被保険者...自営業・自由業など)

国民年金保険料が納付できる場所

全国の銀行・郵便局・農協・漁協・信用組合・信用金庫・労働金庫などで納付することができます。



保険料の納付は「口座振替」が便利です!

口座振替なら、あなたの預(貯)金口座のある金融機関や郵便局などで一度手続きするだけで、毎月自動的に引き落とされますので大変便利です。

手続きに必要なもの

国民年金保険料納付案内書
預(貯)金通帳
通帳届出印
申込用紙は各金融機関および役場にあります。

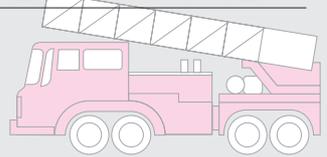


ご利用ください! お得な前納制度

その年度の1年分または6か月分の保険料を4月・10月にまとめて前納すれば、保険料が割引になりお得です。
口座振替でも前納ができます。

消防署

行楽地での火の取扱いにご注意を!



- 1 たき火やたばこの投げ捨ては絶対しないようにしましょう。
- 2 バーベキューなど火を取り扱う場合は、指定された場所以外ではしないようにしましょう。
- 3 風の強い日や火災警報発令中は、屋外で火を取り扱わないようにしましょう。
- 4 火を使用した後は、確実に後始末をしましょう。
- 5 ゴミは責任をもって持ち帰るようにしましょう。

行楽地ではお互いにマナーを守ることが大切です。火災予防に心掛け、楽しく思い出に残る一日にしましょう。

寒い冬に終わりを告げ、待ちに待った行楽シーズン到来とともに、これからは家族や仲間同士で山などにハイキングに行ったり、観光地にお花見に出かける機会が多くなります。
屋外でのバーベキューなどは楽しいものですが、この時季空気が乾燥しているので、ちょっとした不注意で思わぬ大火になることがあります。
昨年四月、岐阜市、各務原市で発生し、大きな被害を出した山火事は記憶に新しいところですが、そこで行楽地などの屋外では、次のことに注意しましょう。

敵大断油



羽島郡広域連合 ☎ 388・1195